

京町家のオフィス活用に向けたニーズ調査業務 仕様書

1 委託業務の名称

京町家のオフィス活用に向けたニーズ調査業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託契約締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

4 事業の趣旨・目的

「新京都戦略（骨子）（※1）」に掲げる施策を推進していくための基礎調査の一環として、専門的知見を有する副業人材である「成長戦略推進アドバイザー」と連携しながら、現在、民間中心で進んでいるUPCYCLE LIFE HIGASHIYAMA（※2）のプロジェクトをケーススタディとして市外企業の京町家のオフィス活用に対するニーズを調査する。

※1 <https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000335218.html>

※2 <https://sights-kyoto.com/ulh/>

5 委託業務の内容

以下に掲げる、京町家のオフィス活用に向けたニーズ調査業務を委託する。

(1) ニーズ調査

UPCYCLE LIFE HIGASHIYAMAにおいて整備を検討している京町家（以下、「ケーススタディ物件」と言う。）を具体例とし、首都圏をはじめとする市外企業等にとっての京町家の価値や活用ニーズを調査すること。

- ① ニーズ調査に当たっては、以下の業務を中心に行うこと。京都市への進出に関心のある首都圏を中心とする市外企業のリストアップ
- ② 京都市への進出を検討している企業への京町家オフィス入居に関するヒアリング（ヒアリング方法及び対象数は提案してください。）
- ③ 京町家と市外企業のマッチングの実現可能性についての検討を深めるため、本市職員同席の下、上記①の企業のうち、より関心の高い企業と、ケーススタディ物件運営者とのとの意見交換の場を設定

(2) 上記(1)に関するレポートの作成

受託者は、上記(1)のニーズ調査の結果を整理し、本市と協議のうえ、レポートを作成する。なお、実施内容は本市と協議のうえ、必要に応じて再構築すること。

6 報告書

次に掲げる資料について、委託業務完了後速やかに作成し、電子データで京都市に提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 上記5-(2)にて作成したレポート
- (3) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料

7 支払手続き

- (1) 委託業務完了後、京都市において上記「6 報告書」の内容等に基づき履行を確認したうえで、受託者の請求により支払う。
- (2) 受託者は委託業務に要した経費を報告し、契約締結時の見積金額との差額（剰余）が生じる場合は、変更契約を締結し、契約金額の減額を行うこと。

8 留意点

- (1) 本業務で履行した内容は、すべて本市に帰属するものとする。受託者は成果品を本市の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。
- (2) 受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、本事業の実施に係る責任者を配置すること。
- (3) 受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、本仕様書に定めのない事項については、京都市総合企画局都市経営戦略室の指示に従うこと。
- (5) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、本市に書面により申請し、承認を得ること。